

写

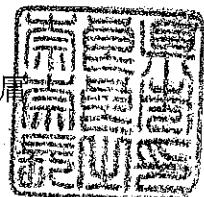


別紙様式第2号（第3関係）

平成30年10月23日

奈良市議会議長 東久保 耕也 様

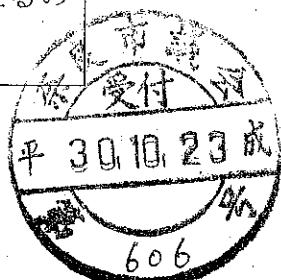
回答者 奈良市長 仲川元庸



### 文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく植村佳史議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	環境行政について
	<p>1、平成30年奈良市議案第94号について</p> <p>①去る9月定例会において、市長は議案の取り下げの理由を「十分な説明・周知の期間を設けるため」と説明された。</p> <p>9月定例会後、議案第94号について、どのような対応をしたのか。</p> <p>②平成30年8月3日に31年度改定予定として通知されているが、一般廃棄物処理業許可業者は来年度に値上げの準備をしているのではないか。</p> <p>大至急撤回されたことを通知する義務があると思うが、考えを問う。</p> <p>③撤回について、値上げの説明が不十分であった旨を述べておられるが、反対の嘆願書や要望書を出された排出事業者（商店）の方々への回答はどのようにされているのか、至急回答するべきではないのか。</p> <p>それが真摯な対応ではないかと考えるが、どのように考えるのかを問う。</p>



	<p>2、平成 29 年奈良市議案第 107 号に係る損害賠償請求訴訟の経過について</p> <p>①平成 29 年 12 月議会で訴えの提起について議決後、当該損害賠償請求訴訟はどのように進捗しているのか。</p>
回答内容	<p>1、平成 30 年奈良市議案第 94 号について</p> <p>①本議案の取り下げ理由を「十分な説明・周知の期間を設けるため」としておりますことから、今後の市の方針についてご理解いただけるよう、排出事業者をはじめ関係者の皆さまに説明・周知を行うため、以下のとおり準備と対応を進めているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月5日に開催した事業者3R講習会において、特定建築物や大規模小売店舗が対象となる多量排出事業者に、9月定例会の報告や、今後の市の方針について説明を行いました。</li> <li>・NTT タウンページに登録のある市内の排出事業者を対象に、今後の市の方針をご理解いただけるよう、説明用のチラシを11月上旬に発送する準備を進めています。</li> <li>・そのほか、改定によって影響を受けると思われる関係者や団体等に伺い、今後の市の方針を説明した上で、ご意見をお聞きする準備をしております。</li> <li>・また、しみんだより 11 月号で、今後の市の方針についての記事を掲載し、広くお知らせする準備を進めています。また、ホームページ上に関連情報のページを作成し、適時お知らせしていきます。</li> </ul> <p>②一般廃棄物処理業許可業者へは、今後の市の方針について、10月末に説明会を開催する予定であり、10月17日付で説明会の案内文書を発送しました。</p>

③嘆願書や要望書をいただいた排出事業者の団体に対しても、10月中を目途に連絡調整の上、今後の市の方針について説明に伺いたいと考えております。

2、平成29年奈良市議案第107号に係る損害賠償請求訴訟の経過について

①訴訟に先行する保全処分を受けて元職員のうち1名から本年1月に損害金の一部である2,365,065円が納付されましたので、その金額を差し引き、その余の金額についても証拠に基づき改めて精査した上、6月12日に代理人弁護士を通じて奈良地方裁判所に訴状を提出しました。その後、8月8日に口頭弁論が、9月26日に弁論準備がそれぞれ行われました。なお、次回は11月19日に弁論準備が予定されております。

(担当部局：1①②③ 環境部 環境政策課、廃棄物対策課

2① 環境部 環境清美工場)

受理日 平成29年10月23日